

児童手当の手続きはお済みですか？

児童手当の制度改正により、令和6年10月分の手当から新制度に変更されました。

申請対象

令和7年3月31日まで

すでに申請されている人

令和6年10月分から支給

《 変更申請内容 》

- 支給対象は高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人
- 所得制限限度額・所得上限限度額の廃止
- 支給内容
 - ・ 3歳未満
第1子、第2子：15,000円
第3子以降：30,000円
 - ・ 3歳から高校生年代
第1子、第2子：10,000円
第3子以降：30,000円
- 支給回数 偶数月の年6回
- 多子加算のカウント対象を22歳に到達した年度末
(手当の支給対象は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある22歳年度末までの子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。)

詳しくは、
【広報ちづ 令和6年7月号 8ページ】
をご覧ください。



【問合せ先】 役場税務住民課 ☎75-4118

国民年金保険料の免除期間 納付猶予期間がある人へ

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて、老齢基礎年金の金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために10年以内であればこれらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納）することができます。

加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取ることができます。

《 追納に関する注意事項 》

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。
例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。
- ② 老齢基礎年金を受給されている人は、追納できません。
- ③ 追納は免除を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。
- ④ 追納するためには、申込が必要です。
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、近くの年金事務所へ提出ください。（郵送による提出も可能です）

【問合せ先】 役場税務住民課 ☎75-4118
日本年金機構鳥取年金事務所
☎0858-27-8311